

海老名市市制施行 50 周年記念誌作成業務委託仕様書

1 件 名 海老名市市制施行 50 周年記念誌作成業務委託

2 履行期間 契約締結の日から令和 3 年 10 月 31 日まで

3 履行場所 海老名市勝瀬 1 7 5 番地の 1

4 目 的

市制施行 50 周年を記念して、これまでの市の歩みや歴史・文化、将来像、市内の風景等を記録に残すとともに、市内外に分かりやすく発信するため、記念誌を作成する。記念誌を通じて、市民へ更なる愛着や誇りといった郷土愛の醸成を図るとともに、市外へ市の魅力を P R することで本誌のテーマ「昔も今もこれからも “住みたい 住み続けたいまち 海老名”」を感じてもらおうきっかけとなるものとする。

5 規格・仕様等

- (1) サイズ A 4 判
- (2) ページ数 40 ページ程度
- (3) 印刷色 原則 4 色とする。
- (4) 印刷・製本部数 3,000 部
- (5) 使用する文字 ユニバーサルデザインフォントを使用すること。
- (6) 紙質 白色度の高い再生紙等環境に配慮したものとする。
- (7) 印刷方法 オフセット印刷

6 業務内容 記念誌の発行に伴う次の業務とする。

- (1) 企画及び構成
- (2) 写真撮影、取材、原稿作成等に関する業務
- (3) 編集
- (4) 印刷製本及び納品
- (5) 電子データの作成
- (6) その他記念誌発行に必要な業務

7 業務内容の基本仕様

受託者は、目的及び本市の魅力を理解し、記念誌の作成に係る全ての業務を行うものとする。

- (1) 企画及び構成

- ア 記念誌作成に係る企画立案及び構成立てを行うこと。
 - イ 掲載記事の内容は、プロポーザルでの提案内容を基に、本市と協議し決定すること。
 - ウ 市の50年の変遷、市民インタビュー、歳時記、交通、産業、農業、文化財などを構成に入れること。
- (2) 写真撮影、取材、原稿作成等に関する業務
- 企画・構成に基づき、必要な撮影、取材を行うこと。なお、次の内容は委託業務に含むものとする。
- ア 資料・素材の収集
 - イ 肖像権や著作権についての必要な手続き
 - ウ 出演者、協力者、撮影地への交渉・許可
 - エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担
 - オ 執筆および原稿作成
- (ア) 記念誌の作成に必要な執筆を行うこと。
- (イ) 取材等により収集した写真及び執筆した文章等については、重複アングルのカットや表記ルールとの付け合わせ、文章推敲等、必要な編集を行うこと。
- (3) 編集
- ア 記念誌の作成に必要な図表・イラスト等の作成を行うこと。
 - イ 写真・図表・イラスト等を中心に、視覚に訴えるデザイン・レイアウトとすること。
 - ウ ユニバーサルデザインフォントを基本とし、基本文字以外に大小サイズ、書体を多数使用できること。また、飾り罫・地紋等の使用を可能とすること。
 - エ 市職員が行う校正作業は、原則電子メールを利用して行うものとする。
 - オ 校正の回数は、概ね8回を基準とし、初校から校了まで何度でも校正ができる体制を整えること。
 - カ 色校正は、請負業者がゲラを市役所に届け、市は校正結果を請負業者に連絡する。
- (4) 印刷製本及び納品
- 規格・仕様等に基づき市が指定する場所に納品すること。
- (5) 電子データの作成
- 文字情報についてはPDFデータ、写真・図版等についてはJPEG又はPDFデータを基本に作成する。なお、市が保有する紙写真・フィルム等の画像のデータ化作業を含むものとする。
- (6) その他記念誌発行に必要な業務
- 業務の実施に必要な事項は、受託者と市が協議して決定すること。

8 成果品

- (1) 記念誌 3,000 部
- (2) 電子データ：PDF形式データをCD-R又はDVD-Rに記録したもの 1部
- (3) 写真・図版等データ：CD-R又はDVD-Rに記録したもの 1部
- (4) 業務に係る諸記録等（書類、データCD等）一式 1部
- (5) その他本業務で作成した資料のうち、本市が提出を求めるもの

9 連絡先

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1
海老名市市長室シティプロモーション課 広報係
TEL 046-235-4574 (直通) FAX 046-233-4401 (直通)
E-mail : pr@city.ebina.kanagawa.jp

10 著作権の帰属

記念誌発行に伴う、原稿、写真、イラスト等のデータにおける著作権は市に帰属する。また、データに関しては掲載の有無に関わらず随時整理の上納品し、市による二次利用があるものとする。

11 支払方法

令和2年度分として1回、令和3年度分として1回、計2回支払うものとする。なお、支払い方法の詳細は、海老名市契約規則による。

- (1) 第1回 令和2年度末に支払う。ただし、1,760,000円を限度とする。
- (2) 第2回 令和3年度業務完了確認後に残額を支払う。

12 その他特記事項

受託者は、市で行う打ち合わせ等に参加できること。なお、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ処理する。